

# 厚生委員会会議録

平成28年1月22日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:14

案 件

1. 請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願
2. 保育行政について
3. 地域支援事業について

## 【 報告事項 】

1. 飯塚市立病院の現状について (健康・スポーツ課)

---

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願」を議題といたします。

本日は、前回の委員会での決定に基づき、紹介議員に説明のため、出席をお願いいたします。それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

○川上議員

日本共産党の川上直喜です。「請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願」について、発言をいたします。

まず、請願者の福岡県保育団体連絡会は、保育者、父母、研究者など、保育関係者で構成され、だれもが安心して子どもを産み育て、働き続けられるように、子どもの発達する権利と父母の働く権利、保育者が豊かな保育を実践できる権利の保障を求めて活動を進めてきている団体です。請願趣旨は、請願書綴りの3枚目にあります、子ども・子育て支援新制度に対する意見書を飯塚市議会が国に対して提出することを求めるものであります。

その内容の要点について、添えられております、この意見書の案文に沿って、ご説明させていただきますと思います。昨年4月から子ども・子育て新制度がスタートいたしました。内閣府、文部科学省、厚生労働省が共同で発行しております冊子がありますが、これはネットで取りましたけれども、「なるほどBOOK：みんなが子育てしやすい国へ。すくすくジャパン！」というのがあります。これを見ますと、取り組みの方向として、第1に幼稚園と保育所のいいところを1つにした認定こども園の普及を図る。第2に保育の場をふやし、待機児童を減らして、育てやすい、働きやすい社会にする。第3に幼児期の学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援の量の拡充や質の向上を進める。第4に子どもが減っている地域の子育てもしっかり支援する。この4つが掲げられております。この制度の実施主体については、児童福祉法第24条第1項によって、引き続き市町村とされております。保護者の労働または疾病その事由により、その監護すべき乳児、幼児、その他の児童について、保育を必要とする場合において、中略ですけれども、当該児童を保育所において保育しなければならないことになっておりますけれども、新制度の実施については、どうしても国の財源の充実を含めた施策の改善が不可欠となっております。3枚目の意見書(案)には、要望項目が4点ございますけれども、一言ずつ申し上げますと、第1点については、必要財源を早急に確保し、関連予算を大幅に増額することについては、国が責任を持って明確に責任を果たすこと。

第2点については、保護者の保育に対する要求が多様化する中で、想定を超えるようになった保育施設の開所日数、開所時間に見合う単価設定が必要になっているということ。子どもの

保育にかかる費用総額を占める公定価格について、国が実態を踏まえて改善すること。

第3点については、職員の処遇と配置基準についてですけれども、保育所入所希望に对应したいけれども、保育士が確保できないので受け入れられないという悩みが深刻です。人が少なく労働が厳しく、賃金は安いなどの処遇の問題などから、資格をとっても実際に保育士になるのは、4割程度という統計もあります。職員の処遇改善、配置基準を国が責任を持って抜本的に改善することを求めたものであります。

第4点については、保育料については自治体において軽減措置がとられておりますけれども、それでも若い子育て世代にとっては、高すぎる保育料、大変深刻な悩みであります。ほかの施策による支援の充実ももちろん必要ですけれども、特に高すぎる保育料、国の課題として改善を図ることを求めているのであります。

最後に、保育所入所待機児童については、飯塚市で12月は102人、この1月も109人という異常事態となっております。子どもと保護者を苦しめていることが明らかになっているわけですけれども、その改善のためにさまざまな努力が、本市としても進められておりますけれども、迅速かつ抜本的な改善のためには、国の決断がどうしても必要です。

ぜひ、請願を採択して意見書を提出していただきますようお願いいたします。

以上で私の紹介議員としての発言を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

紹介議員に対する質疑を終結いたします。川上直喜議員さん、本日はお忙しいところありがとうございました。

( 退 席 )

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 07

再開 10 : 10

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○宮嶋委員

この子ども・子育て支援制度は、消費税を財源としてということで、当初7千億円の予算ということで計画をされましたけれども、消費税が先送りになったという部分もありまして、いま予算が予定の半額ぐらいしか、7千億円プラス4千億円ということで、1兆1千億円の予算が組まれたんですけども、約半額の5100億円の予算で15年予算が始まっているということで、大変内容について危惧されるところがたくさんあります。先ほど、紹介議員が述べられましたように、本当にだれもが安心して子どもを産み育て、働き続けられるという、こういう保育環境をきちんとつくるためには、国が責任を持って予算を手当てする。そして職員の方は本当に子どもが好きで、子育てを応援したいということで保育士を目指す方が多いんですけれども、なかなかそういうふうにはなっていないという状況の中で、こういう制度がきちんとやっているとすね、この意見書をぜひ上げていただいて、国の制度を充実していただきたいということで、賛成の立場から発言いたします。

○委員長

他に討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第3号 よりよい保育の環境づくりについての意見書提出に関する請願」について、採択することに賛成の委員は举手願います。

( 挙 手 )

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

次に、「保育行政について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

特別付託されております保育行政について、報告、説明いたします。

配布しております資料をご覧ください。まず、さきの10月23日、当委員会で提出要求のございました資料4件を含む5件の資料について、ご説明いたします。

資料1ページをお願いします。「飯塚市保育所(園)における保育者等の雇用形態と資格」ですが、先の委員会で提出いたしました「飯塚市保育所(園)における職員数一覧表」のうち、調理員等を除く保育者について保有する資格の内訳を計上させていただいております。公立の無資格者3名については、多動性発達障害等のある児童などの支援にあたっています。

また、私立の無資格者1名につきましては、保育士の補助として勤務しています。なお、看護師、准看護師の有資格者については、乳児の配置基準上、保育士としてカウントすることができます。

資料2ページをお願いします。昨年8月26日に開催されました福岡県都市福祉事務所長会総会で飯塚市提案により要望した「保育士確保のための支援について」ですが、県の回答および意見と合わせて提出いたしております。県におきましても、保育士の確保について、復職支援事業等を実施するとともに、保育士の処遇改善について引き続き国に要望していくとの考えであります。

資料3ページをお願いします。「近畿大学九州短期大学保育科 地域別就職先調べ」ですが、平成26年度卒業生55人のうち飯塚市内へ21名就職されておりますが、保育所、幼稚園、こども園の教育・保育3施設のくくりでカウントしますと16名、率にして29%となっております。なお、次ページに参考資料として「地域別求人状況」を添付しております。

資料5ページをお願いします。「平成26年度飯塚市内保育所等保育士賃金・給与調べ」ですが、公立保育所の正規職員と私立保育園の常勤職員との平均賃金・給与の比較では公立が私立に比べ、64.5%高くなっていますが、公立の臨時職員と私立の非常勤職員との比較ではその差は9%となっております。なお、私立保育園の常勤職員の平均額311万円は、平成25年の全国平均310万円とほぼ同水準となっております。

また、欄外の注釈に記載しておりますように、公立では園長・所長を除く正規職員の平均年齢は37歳ですが、私立の常勤職員では園ごとに年齢、平均勤続年数にばらつきがあるため、単純な比較は難しいと考えられます。なお、私立の保育士の平均勤続年数につきましては、最も短い園で3年から最も長い園では18年となっております。

資料6ページをお願いします。中段の施設利用状況について、1号認定こどもに係る幼稚園、こども園利用者数は、10月1日現在入園者数425人から8人ふえ、1月4日は433人となっております。内訳としては、公立こども園3園に202人、私立こども園1園に220人、市外の幼稚園とこども園に11人でございます。2号、3号認定こどもに係る保育所、こども園利用者数は、支給認定を受けた3歳以上の2号認定こども1817人のうち1月4日現在入所されている方は1805人、同じく3歳未満の3号認定こども1597人のうち入所されている方は1499人、計3304人であり、保育施設利用の2号と3号認定こどもの合計は、10月1日入所者数3271人から33人ふえました。これら支給認定を受けたお子さんのう

ち、保育所、こども園に入所されていない方は資料下段3. 私的な理由による未利用者欄に記載のとおり、2号認定で12人、3号認定で97人、計109人となり、10月1日から23人ふえております。

今後は、これらの未利用者を含め、1月15日までに新年度の入所申請をされたお子さんができるだけ多く4月に第1希望の施設に円滑に入所できるよう、保育の必要度を踏まえながら、利用あっせん調整を行ってまいりたいと考えています。

次に、さきの当委員会で報告を求められておりました事項につきまして、ご報告いたします。まず、保育所等の利用あっせん調整に際し、移動手段、交通手段の限られた方々に配慮し、園との距離や徒歩、自転車などの送迎方法についても点数化するように検討してほしいとのことでした。

これにつきましては、新年度の募集要項を検討する際に、本市の利用調整基準について、あらためて検討いたしました。この利用調整基準の原則は、あくまでも保育の必要性が高い児童を優先して保育所に入所させることを目的として定められております。このため、距離や送迎方法により保育の必要性が増減すると判断することは甚だ困難であることから、利用調整基準として加点ないし減点項目を設けることはできませんでした。

ただし、同点数の場合などの優先事由加点、あるいは減点として活用することはできると思われることや園への情報提供として有用と考えられることなどから、新年度の入所申請書には送迎方法欄を新たに設け、保護者に記載していただくことといたしました。

次に、保護者が第1希望とする保育所へ全員入所できるようにするためにはどうしたらよいか、その具体的な取り組みについて、報告してほしいとのことでした。

保護者が第1希望の園に円滑に入所できるようにするためには、まず不足している保育所利用定員の増員をはかることが必要であると考えています。このため、具体的な取り組みといたしましては、昨年3月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」に従い、保育所定員の見直しや幼稚園の認定こども園への移行を進めているところです。

保育所定員の見直しにつきましては、私立保育園各園のご理解とご協力を得て、27年度当初に235人の増を図り、また幼稚園の認定こども園への移行については、27年度整備事業として確定しております白菊幼稚園のほか、28年度以降事業として山内幼稚園、伊岐須幼稚園を予定しており、3園合わせて計160人の定員増を予定しています。このほか、今年度、自主事業により0歳児の施設整備を行っていただいている保育園もございます。これらの取り組みを今後も引き続き着実に進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、1月現在の待機児童がすでに109人に達し、そのうち3歳未満児が97人と3号認定こどものニーズが事業計画で想定した67人を30人以上超える見込みとなっております。このため、事業計画に沿って、保育所分園などの新たな施設整備について検討を進めているところです。施設整備にあたっては、用地の確保が課題になることから、今後は用地の選定を始めとし、関係課との協議を進めてまいりたいと考えています。

また、保育所整備にあたっては、昨年12月議会での一般質問でもお答えしたとおり、小学校の空き教室を活用する方法なども検討してまいりたいと考えております。

次に、保育士確保の具体的な取り組みにつきましては、さきの委員会で公立保育所の保育士について、任期付の保育士を採用する予定であることをお答えさせていただきました。その後、人事課から募集期間中に採用予定の人数を超える応募があったと聞いておりますので、公立保育所については、ひとまず新年度に向け最低限の確保は図られると見込んでいます。

また、私立保育園の保育士確保のための財政的な支援につきましては、一昨年来の懸案事項でございましたので、内部でも検討を重ねましたが、保育士不足の背景には保育士の処遇問題をはじめとする構造的な課題も多いことから、必ずしも所要の効果が見込めないおそれもあり、具体的な財政支援策を講じることができませんでした。

このため、今後は県が実施しております「保育士就職支援センター事業」や「復職支援事業」などへの協力や情報提供、並びに昨年本市で開催いたしました、私立保育園と近畿大学九州短期大学学生とのマッチング事業などの強化、推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、保育行政について、報告、説明を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

#### ○江口委員

今の説明の中で、最後のほうの部分で、保育士採用、保育士の確保に向けての策の中で、公立については任期つき採用を進めていくというお話がございましたが、私立については、財源確保について協議をしたんだけど、処遇を含め、構造的課題がありというお話がございました。それなので、必ずしも成果が上がるとは思えないので、新年度については、まだ進めないというお話だったかと思うんですが、そのあたり、構造的課題ということ、詳細についても含め、もう一度説明をお願いいたします。

#### ○子育て支援課長

私立保育園からの要望もございまして、この件につきましては一昨年来どういった支援ができるだろうかということで、内部でも検討を重ねていたところでございます。その検討の内容からまずご説明いたしますと、当初、近畿大学の先生方ともご相談して、例えば奨学金の給付、こういったことができないだろうかというような検討も一昨年、昨年ですか、いたしております。ただ、この際には、もともと国のほうでは県の事業として、こういった事業を保育士確保のためにやったらどうかというふうな組み立てが既にごございました。これを市町村レベルでやるとなると、奨学金でございまして、長年にわたりまして、その管理等がずっと必要になってくると、フォローアップが必要になってくると、日本育英会がやっているような仕事を市のほうでやるというような、そういうふうなことで、なかなかやっぱり市レベルでやるというのは難しいのではないかとというようなことでございました。

そのあと、保育士の資格を有する方が市内の保育所に新たに就職した場合などに、就職支度金のような形で助成金を支給してはどうかというような案も検討したところでございます。しかし、その金額にもよると思うんですが、仮に10万円の助成金を支給するということとした場合に、果たしてそれでどれだけの効果があるだろうかというような検討をしたわけでございます。近畿大学九州短期大学の卒業生に限って言えば、非常に地元志向が強いということは、先生方からも聞いておりました。それで、そういった支援をしたらどうだろうかということも検討したわけでございますけども、この保育士の離職の理由とか、あるいは就職をしないという理由が、実にさまざま多岐にわたっておりまして、もともと低賃金であるということは、これはもう国のほうも言っていることでございます。ただ、他の職種への興味がやっぱりあるとか、それとか保育士として子どもさんの命を預かるという責任の重さですね、こういったものがやっぱり不安があるとか、事故も含めてですね、あとは休暇がとりにくい。シフト勤務でございまして、時間も不規則とは言わないにしても、朝早くから夕方遅くまでというような勤務で、そういったこともあると。

そのほか、離職している保育士さんで言えば、ブランクがあることへの不安とか、なかなかキャリアアップが図れる仕組みにはなっていないと。例えば、今の民間給与改善費という仕組みがあるわけなんですけども、国のほうの仕組みとしてですね、これも今まで10年までは、キャリアアップで賃金を上げていくような加算が付いていたんですけども、それが11年まで引き延ばされております。しかし、制度的にはそこから先は、実は加算がないわけですね。そういったようなこともありまして、保育士の離職とか就職しない理由といったものもさまざまございまして、今委託料として交付しております公定価格に基づく施設の運営費、これにも

やっぱりそういった構造的な部分があるということで、なかなか効果的な財政支援を市がやるというのが難しいのではないかとというようなことで、断念したような次第でございます。ちょっと長くなりましたが、そういったことでございます。

#### ○江口委員

一昨年から検討はしてきたんだけど、新年度についてはまだ決定ができない。となると、ある意味そのままなんですよね。対策を打っている市町村は、近隣にもあるんですよね。となると、当然のことながら、条件で見るとそちらの方がよさげに見えるのは間違いないわけです。厳しい現状は変わらない、そうするとまた離職者がふえるというふうにはなりはしないかというか、なるんだろうと思います。だからこそ、早い対応が求められるはずなんです。言われたように、一番の原因は低賃金であることですよ。処遇が厳しいということですよ。低賃金であること、休暇がとりにくいことなんです。そうしたら、そこに直接温める部分をやらないと変わらないんだと思います。最初にお話をされた奨学金給付であるとか、就職した際の助成金というものに関しては、あくまでも全体を温めるものではなくて、今から就職をしようとされる方であったりとか、またカムバックしようとされる方には陽は当たるかもしれないけれど、どうしようと思いつきながら現場できつい思いをされている方々に対しては、効果がないわけです。そこをきちんとやらないと、1歩も前に進めないんだと思うんです。この保育士不足から、ある意味、待機児童が出ているわけですよ。そういうことを考えると、いま一度本当にこのまま新年度に手をこまねいたままで、一昨年から検討しているにもかかわらず、また1年時間を、また協議に費やすのか。そうしたらまた成果が見えないかもしれないから止まったままでいこうという決断になりはしないかということを非常に恐れます。その点については、改めてきちんと内部で協議をすべきだと考えます。そしてまた、私どもとしては、現場の意見をまたさらに委員会としてもお聞きしながら、対応を求めていかななくてはならないんだと思っています。ちょっとその点は、ぜひ改めてやっていただきたいということをお願いしておきます。もう1点、移動手手段について先日の委員会でお話をさせていただきました。いま回答の中では、利用調整基準としてはカウントしないんだけど、送迎方法欄を新設するという話があったんですけど、ただ点数化すべきというか、じゃあ、ちょっとお聞きしますけれど、点数が高い方から第1希望のところをどんどん埋めていくという理解でよろしいですか。

#### ○子育て支援課長

飯塚市での利用調整あっせんの方法といたしましては、まず第1希望の園を希望される方々を点数化いたしまして、点数の高いものから順に入れていくという方法をとっております。そのあと、入れなかった方々は第2希望のほうのリストの1番最下位につけて、調整するという方法をしております。それで、以前の委員会でもご説明しましたとおり、場合によっては優先度の高い点数の方がいらっしゃっても、第2希望のところでは下のほうに位置づけられるというような形で調整をしているところでございます。

#### ○江口委員

となると、点数が高くても、第1希望ではなかったというところでどんどん下に回っていくことがあり得るわけですよ。うちも保育園に下の子が入っているわけなんですけれど、ことしの希望調書を見てびっくりしたのが、ことしはなんと第10希望まで書かせるんです。第10希望ですよ。そこまでの園を知らないよねというのが、ほとんどの保護者の方だと思います。何でこれを書かせるんだろうと思ったら、もしかしたら、私的理理由というところに、ある意味、書いていない。ここまで書かせるんだから、どこかでは当たるだろうみたいなものがあるかもしれないと思うんですけれど、果たして、このやり方はどうなんでしょう。今第2希望のうしろに入ってくる。第2希望の園では、あくまでも第1希望の方々のうしろに入ってくるというお話しがございました。そのあたりについては、見直しをすべきであると思うんですが、その点についてはどうでしょう。

○子育て支援課長

この利用あっせんの調整基準といいますのは、毎年、見直すことといたしております。昨年の利用あっせん調整の反省を踏まえまして、昨年は実は一昨年に比べて180人申請者が多くございました。そのため、今ご指摘がありましたとおり、ことしは第3希望までではなくて、10ぐらいの欄を設けまして、できるだけここに記載していただくということといたしております。ただ、96%から97%の方は、大体第1希望で年度当初は入っていらっしゃるわけがございます。ただ、残りの数%の方々をあっせん調整するためには、やはり、この利用者のご希望というのをきちんと聞いておかないと調整が非常に難しいものですから、そういった対応をとっているということでございます。これにつきましては、今後、また来年、ことしの状況を踏まえて、見直すつもりではおります。

○江口委員

調整が困難だというお話がございましたが、96%から97%が第1希望で入っていただいているというのであれば、残りの2%から3%の方々ですよ。とするならば、第1希望は落ちただけけれど、2、3希望ないし、それ以外については、お話を伺いながら、利用調整をするというほうが、10まで書かせてですよ、書くほうからしてみれば、なにこれですよ。まだ、旧飯塚の方々であれば、例えば車で移動するにしても、近いからまだいいかもしれないんだけど、例えば筑穂の方々、潁田の方々からしてみれば、近くの園というのは本当に限られるわけですよ。10まで書いていたら、公共交通機関でどのぐらいかかるという話になりかねないわけです。書くのは今までどおりなんだけれど、利用調整の仕方をもう少し温かみのあるやり方でやらないと、保護者の方々からは、冷たいよね、飯塚市という話が広がってどうするんですか。子育てしやすいまちを目指すわけでしょう。ある意味、保育コンシェルジュとかを使いながら、きちんとお話をして、ニーズがあるところに満足をしていただこうとやっている市町村もあるわけです。どちらを目指すんですか。書類で書かせて、入っているからここに行ってもらえばいいじゃないかと。入れ方としてどうかと思っています。とりあえず、そこまでとどめます。

○委員長

要望でいいですか。

○江口委員

はい。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「地域支援事業について」を議題といたします。「在宅医療・介護連携推進事業について」、執行部の説明を求めます。

○高齢者支援課長

今回は、地域支援事業の中の在宅医療・介護連携推進事業について、ご説明いたします。

今後の高齢化のさらなる進行により、複合的な慢性疾患や認知症など的高齢者が増加し、医療と介護の両方のサービスを必要とする高齢者の増加が見込まれます。

このような高齢者が、可能な限り、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、市町村は、医療や介護の関係機関と連携して、高齢者の退院支援や日常の療養支援、急変時の対応などのさまざまな局面において、在宅医療、介護の連携を推進するための体制整備を図ることが求められています。

このような取り組みを推進するため、介護保険法第115条の45第2項第4号に地域支援

事業の包括的支援事業として、明確に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置づけられました。

本市では、平成24年度から26年度まで医師会等と連携しながら、医療・介護の多職種が連携して、一体的にサービスを提供するための仕組みづくりや行政と多職種、地域の連携体制整備に必要な協議会の設立、研修会の実施、医療機関や介護関連施設等を掲載した「社会資源マップ」の作成等に取り組んでまいりました。この3年間の経験を生かし、27年度から事業を実施しております。

配布いたしております、資料の2ページをお願いします。中段から下段にかけて、在宅医療・介護連携推進事業の事業項目と取り組み例が記載してありますが、この（ア）から（ク）までの8つの事業は、平成27年度から取り組みを開始し、平成30年4月には、全ての市区町村で実施することとなっております。

本市のこれまでの取り組みといたしましては、（ア）地域の医療・介護の資源把握では、平成25年度に医療機関や小規模多機能施設、公共施設等を記載した社会資源マップを作成いたしました。

次に（イ）在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討につきましては、地域包括ケアシステム推進会議（地域ケア会議）の専門部会として多職種の代表者による飯塚市在宅医療・介護連携協議会を今年度設置し、多職種研修会の企画や課題の抽出、対応策の検討を始めました。

次に（ウ）切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進につきましては、昨年11月、飯塚市内を済生会飯塚嘉穂病院、飯塚市立病院、穎田病院の3病院を中心としたブロックに分け、医師会をはじめとして、歯科医師会、消防署、介護事業所等も含めた中で、病院・診療所の連携会議（地域包括ケアシステム構築に向けた意見交換会）を実施いたしました。今後は、在宅療養中の患者・利用者についての急変時診療医療機関の確保や地域課題等についても検討して行きたいと考えています。

次に（エ）医療・介護関係者の情報共有支援につきましては、情報共有ツールとして、医師会が中心となって、かかりつけ医を通じて医療に関する情報を登録し、緊急時の医療を支援する「とびうめネット」の構築に取り組まれております。

次に（オ）在宅医療・介護連携に関する相談支援につきましては、本年4月から飯塚医師会に委託しております「地域包括ケア推進センター」におきまして、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療、介護サービスに関する事項の相談や必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連絡調整を行うこととしております。

次に（カ）医療・介護関係者の研修、及び（キ）地域住民への普及啓発につきましては、資料の3ページ、4ページをお願いします。本市では、平成24年度に厚労省の在宅医療連携拠点事業を利用して、穎田病院が実施し、25年度は県の地域支え合い体制づくり事業を使って飯塚市が実施、26年度県の委託事業で医師会が実施しており、27年度からは地域支援事業で、在宅医療・介護連携推進事業に取り組んでおります。研修会では、多職種でのグループワーク等で、顔の見える関係づくりを進め、連携体制を構築しているところでございます。また、この研修会とは別に26年度まで市民を対象としたフォーラム等を開催してまいりましたが、まだまだ在宅医療や介護サービスで受けられるサービス内容や利用方法等についての周知が不十分と思われるので、今後、内容等の充実に努めてまいります。

次に（ク）の在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携につきましては、二次医療圏にあります、嘉麻市、桂川町には、在宅医療・介護連携協議会のオブザーバーとして、以前から参画していただいております。また、必要に応じて2市1町で意見交換の場を設け、連携に努めています。

最後になりますが、在宅医療・介護の連携推進業務は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるために

必要不可欠な事業でありますので、在宅医療と介護を一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者など多職種の関係者の連携をさらに推進してまいります。

以上簡単ですが、在宅医療・介護連携推進事業についての説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から1件について、報告をしたい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( な し )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

飯塚市立病院の現状について、ご報告をいたします。

資料のほうをお願いいたします。資料の1ページをお願いいたします。医師数及び看護師数の状況について、ご説明をいたします。まず、医師数でございますが、平成27年4月1日と平成27年11月1日、右端が11月1日でございますが、比較をいたしますと、脳神経外科で常勤が1名の増、リハビリテーション科で1名の減となっております。また非常勤では、リハビリテーション科で1名増となっております。その他の診療科においては、増減はございません。以上によりまして、常勤医師29名、非常勤医師37名となり、非常勤医師が1名の増となっております。

次に、下段の看護師数についてでございますが、同様に27年4月1日と27年11月1日でございますが、比較しますと正規職員で8名の減、臨時職員が2名の増となっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。診療科別の患者数の月別推移表でございます。上段の左から4月から順に9月まで、下段に10月、11月と27年度の計、26年度の同時期の計及びその比較を記載しております。各段の上から内科、外科、眼科から順に禁煙外来までと合計延べ患者数、1日当たりの患者数、病床利用率となっております。1日当たりの患者数で見ますと、27年度は4月では入院が196.7人。外来が420.9人。病床利用率78.7%でございましたが、11月では入院が199.5人。外来が450.0人。病床利用率79.8%となっており、この間の平均患者数は、入院で190.3人。外来で427.3人。病床利用率76.1%でございました。これを前年度の同時期と比較いたしますと、下段の右端の欄でございますが、入院で40.6人の増。外来で11.0人の増。病床利用率では16.2ポイントの増となっております。診療科ごとに前年度の同時期と比較いたしますと、入院では整形外科が3295人の増。リハビリテーション科で3056人の増。内科で1596人の増。神経内科で1587人の増ということで増加をしております。

次に、市立病院の一部建て替え事業についてでございますが、残事業であります北棟、東棟改築、老朽施設の解体、外構工事のうち北棟、東棟の改築に着手しており、現在西棟の解体工事に着手をしております。平成29年度早々に、グランドオープンができるのではという見込みでございます。以上で、飯塚市立病院の医師数、患者数について、ご報告を終わります。

次に、市立病院の長期収支見込みについて、指定管理者から資料の提出がございましたので、ご報告をいたします。資料は3ページをお願いいたします。上段に網かけをしておりますのが、20年度から26年度まででございますが、これは既に確定しておりますので、確定した数値を記載しております。本年度は現時点での決算見込み、28年度以降は今後の事業展開を勘案

して見込みとしております。

事業収益でございますが、27年度は病床利用率を75.8%と見込んで算定をしております。28年度以降につきましては、28年1月、今月からでございますが、包括ケア病床の運用を開始したことにより、病床利用率が向上すると見込まれることから、85%と見込んで算定をしております。

次に、事業費用でございますが、患者数の増加に伴い、医療資材が必要となるため、材料費の増額を見込んでおります。また27年度、28年度は、建て替え事業に伴う引っ越しや機材の更新、解体するまでの旧病棟の管理等の医業費用以外の費用の増高部分を委託費や経費に見込んでおりますため、前後の年度に比べ増額となっております。そのため、この2カ年は、最終的には赤字決算になるのではないかと思います。また、人件費が28年度より増額になっております。これは包括ケア病棟の運用にあたって、正職員を増員すること、給与体系の変更にあたって、給与の増額が見込まれること等によるものでございますが、29年度以降につきましては、退職者を補充するためのみ新規採用を行うことから、総人件費については、ほぼ横ばいというふうに見込んでおります。

以上の結果、27年、28年度は、赤字決算を見込んでおりますが、29年以降については、回復期病棟、包括ケア病棟の運用により、安定的な高い病床利用率を見込んでおりまして、経営的にも経常的に黒字が見込めるとの説明でございました。

以上で、飯塚市立病院の現状について、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○江口委員

以前出していた分との差をちょっと教えていただきたいんですが、特に病棟を建て替えましたですね。それに対する市への負担の返還というか、そういった分に関しては、この設備関係費の新償還負担、こちらに該当するということでしょうか。

○健康・スポーツ課長

そのとおりでございますが、今回の事業に関わります市立病院の指定管理者であります協会が負担する分については、ここの欄に記載をしております。

○江口委員

これをトータルすると、いくらになるのか、お知らせ願えますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 58

再開 11 : 08

委員会を再開いたします。

○健康・スポーツ課長

ただいまご質問のありました、設備関係の償還の負担額の合計額でございますけれども、合計しますと39億3419万3千円となります。

○江口委員

ここの償還の部分なんですけど、以前出していた収支見込みでは、確か2億3千万円ぐらい返還していただくというふうな形だったかと思えます。数字を見るとかなり違うんですが、それについてはどういうことなのか、あわせて、この39億なにがしというのは、今回の建て替え事業に関して、振興協会負担分が、これは全額ここで返していただけるという理解でよいのか。あわせて、お聞かせいただけますか。

○健康・スポーツ課長

前回、提出をさせていただきましたときには、まだ事業が始まってございませんでしたので、

借り入れ利息の見込みを2%で計算をしておりました。今回、残事業が残っておりますが、ほぼ借り入れが確定しました中では、0.2%から0.3%程度の借り入れで済んでおりますので、長期で見ますと、その分の返還する利息の分が軽減できていると、そこら辺が大きく減額になっているということになります。ここに上げておりますのは、当初の計画どおり、基本的に飯塚市が起債をするもの以外につきましては、全て交付税で措置されますので、それ以外につきましては、すべて病院のほうの負担ということでおしておりますので、その分を含んでおります。

○江口委員

あと、病床利用率等々に関しても、以前の数字とかなり違うと思われるのですが、その点についての説明をお願いいたします。

○健康・スポーツ課長

病床利用率を今回85%というふうに見込んでおります。前回、提出させていただいた分につきましては、80%で見込みをさせていただいておりました。その際、それ以後につきましては、先だって今後の運営につきまして方針をご説明させていただきましたように、回復期病床の設置及び今回始めました包括ケア病床の運用ということから、病床利用率が高くなるということで、見込みを変更いたしております。

○江口委員

この建て替えの部分に関して、果たして、きちんと返していただけるのか、この病院の経営状況について、非常に危惧をしていたわけですが、その点については、十分にこの長期収支見込み、これについては十分可能であるというか、安心して見ていていいというふうな判断なのかどうか、そのあたりはどうですか。

○健康・スポーツ課長

このたび、長期収支見込みを提出させていただきましたが、この見込みにつきましては、十分収益が上げられるということを前提としまして、また、そういう見込みが非常に高いということから、私どもは償還に今後もいかされると。また、病院につきましても、安定的な経営が続けられるというふうにご考えております。

○江口委員

ぜひ、病院、振興協会とともに、きちんとこれが、病院経営が長続きするように、そしてまた、今回包括ケア病棟等ですね、仕組みを変えましたよね。同じように、新しい試みが地域にとって必要だと思えるのであれば、どんどんチャレンジしていただいて、やはり市立病院としてよかったよねと言っていただけるような病院になっていただけるよう努力をお願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。